

Title	キリシタン宣教師の軍事計画(上)
Sub Title	The military opinions of the early Catholic missionaries in the Far East (I)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.3 (1970. 2) ,p.41(305)- 72(336)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700200-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン宣教師の軍事計画（上）

高瀬 弘一郎

一

近世初頭、スペイン、ポルトガルの大航海事業によつて発見された世界に於けるカトリック布教事業は、ローマ・カトリック教会が独自に、自主的な立場で行つたものではなく、両国の王室が布教事業に対して財政的に援助をする代りに、教会聖職者の人事に介入しうる、という布教保護権の制度の下に進められたものであつて、靈的救済を目指す布教事業が、航海、発見、征服、植民、及び貿易といった両国王室の事業の一環として行われたと言つてよく、このため当時の布教事業は、両国の国家的な利害と一致することが多かつた。このような布教事業の性格は、勿論弊害も伴つたが、しかし、そのために、両国の版図が新発見地に拡大してゆくのと軌を一にして、カトリック教会もその広大な地域に教勢を伸長させてゆくことが出来た、という面も看過することが出来ない。このようなところから、当時の新発見地の布教事業は、本質的に両国王室による武力征服事業と並行して進められてゆく性格のものであつたと言わなければならないであろう。そしてこのことは、スペイン、ポルトガル両国民がその大航海事業の最後に到達した、日本或いは中国の布教についても、従来両国民が発見、征服して来た各地と、本質的な性格の相違は認められない。そして、事実、日本に於けるキリシタン布教事業や中国に於けるカトリック布教事業に於いても、武力によつて日本や中国を征服して、手取早くカトリック

信仰を宣布すべきであるとの主張は、宣教師の間で一部ではかなり根強く行われていた。

以下、この問題に関し、ローマ・イエズス会文書館及びセビーリヤのインド総合文書館収蔵の文書の紹介を主とした報告を行いたい。日本キリシタン布教事業に直接関係した宣教師がこの件で書残した記録の紹介を主とするが、しかし、当時極東で布教にたずさわっていた宣教師の間で行われた、日本に対する軍事行動を主張する意見は、中国に対する武力征服と関連して論ぜられる場合が多かったので、こゝでも必要な範囲内で、中国派兵を主張する論も取り上げてゆきたい。

尚、このようなテーマを取り扱う以上、宣教師達が布教のための軍事行動を主張した、その思想的背景から説きおこす必要があると思うが、それに正面から取り組むのは未熟な私の能力に余ることなので、こゝでは、日本を主として極東で布教活動にたずさわった何人かの宣教師が書残した文書の紹介にとどめたい。尤もそれにしても、私が見落した史料も数多くあることゝ思うので、この点御教示を仰ぎたい。(尚、岡本良知先生が以前「天正末に於ける耶蘇会の軍備問題」——「桃山時代のキリスト教文化」所収、昭和二十三年刊——と題する論文を発表され、イエズス会日本準管区長の地位にあったガスパル・コエリヨを中心として、日本に対する軍事行動を企てる動きが宣教師の間に見られたという、キリシタン史上非常に興味深い事実を明らかにされたが、私もこの岡本先生の論文に啓発されるところ大きかった、ということを附記しておく。)

二

スペインの勢力は、アメリカ大陸を経て十六世紀半ばすぎにフィリッピンに達し、そしてフィリッピンを足場に、中国を初めとする極東各地に対し、貿易と布教の面で積極的な進出を企てゝ行つた。征服者と共にフィリッピンに渡来した宣教師の多くも、フィリッピン原住民に対する布教活動よりも、中国大陆に渡つて布教事業にたずさわることに、より

大きな関心を持っていたが、アウグスチノ会のフライ・マルティン・デ・ラーダは、まだスペイン人がマニラに根拠地を確立する以前の⁽¹⁾一五六九年七月八日付でセブーから書送った書翰の中で、富裕で人口稠密な大国、中国を征服する件にふれ、もしもスペイン国王が然るべき準備をとゝのえてのぞむなら、容易に成就することが出来るであろう、と述べている。まだフィリッピンに於けるスペインの基盤すら確立していないこの時期は、大陸派兵の件など具体的な計画に上るような段階ではなく、このマルティン・デ・ラーダの献言は余りに時期尚早にすぎたが、しかし征服者レガスピと共に最初にフィリッピンに渡来した宣教師の中に、既に中国に対してこのような意見を述べる者がいたということは注目される。

ところで、スペイン人のフィリッピン経営も徐々に進展して行つたが、一五七六年になると、フィリッピン総督がスペイン国王とメキシコ副王に宛て、中国に対する武力征服を献策する文書を送っている。即ち、総督フランシスコ・デ・サндеは、この年六月七日付のスペイン国王とメキシコ副王宛ての書翰⁽²⁾の中で、鉄や生糸等を産する中国との貿易は、スペインやフィリッピンにとつて重要であるとして、そのためにはスペイン国王は中国に対する軍隊派遣を敢行しなければならぬ、と主張している。このような総督の献言に対し、国王は翌一五七七年四月二十九日付で返書を送り、目下のところこのような企ては適當ではない、として、中国人とは当面友好關係を保ち、努めて中国人の怒りを買うことのないように配慮するよう命じ、そしてもし今後中国について更に詳しい情報を与え、それ迄の政策を改める方がよいということになれば、その時に然るべき措置を命ずる、と述べている。⁽³⁾王室としては、当面はフィリッピン諸島の経営に全力を注ぐという方針であつたようである。スペイン国王のこのような政策に関連して、フィリッピンのスペイン人宣教師の中に、中国に対して武力征服を行うことに反対し、その旨国王の許に意見を具申する者があつたことも看過できない。即ち、一五八〇年四月二十四日付、スペイン国王のフィリッピン総督ドン・ゴンサロ・ロンキーリョ・デ・ペニャロサ宛の書翰により、在フィリッピン、アウグスチノ会のフライ・フランシスコ・デ・オルテガという宣教師が国王に覚書を送り、その中

で、中国に使節を送つてこれと友好関係を結び、同国と自由に交通が出来るようにして、中国々内に貿易の基地を割譲させ、そして宣教師が中国に入国して布教活動を行うことが可能になるよう尽力することを、国王がフィリッピンの政庁関係者に指示するのが極めて重要である旨訴え、またこのことがうまく運ぶように、国王が中国々王に書翰と何か珍らしい品の音物を送るのが有効であると主張したことがわかる。⁽⁴⁾そしてこのような内容のオルテガの覚書を受けとつたことを述べた後で、国王は、総督に対して、右の覚書の中で記されている事項について調査し、然るべき裁断を下して自分に上申するように、という指令を与えている。⁽⁵⁾

一方、フィリッピン総督の中国征服に対する意欲は相当強いものがあり、一五八〇年五月二十五日付で国王に宛て書送つた書翰では、有用な金属を産する中国の征服を強く主張し、そしてそれは容易に成就するであろう、と述べている。また中国はスペインの航海領域 *Demarcación* に属する故、ポルトガル人が同地に赴くことは出来ない、と附言している。⁽⁶⁾このようなフィリッピン総督の考えを更に鼓吹する如く、マカオのポルトガル関係者からも、総督の許に、中国征服を使喚するかのような書翰が送られたことは注目に値する。その経緯を簡単に述べると、一五八〇年一月、ポルトガル国王ドン・エンリーケの死に伴い、スペイン国王フェリペ二世が三〇、〇〇〇の軍勢を率いてポルトガルの首府リスボンに入り、他の王位継承の候補者達をしりぞけて、一五八一年四月ポルトガル国王に即位し、以後一六四〇年のポルトガル独立に至るまで、六〇年間ポルトガルはスペインに併合されることになる。併合につき、一五八二年にトマールで開催された国会に於いて、フェリペ二世がポルトガル側に対して行つた約束事項の第七章は、「インド、ギネーその他既に発見され、また将来発見されるポルトガル王国領の貿易については、現状に変更を加えず、ポルトガル王国の所有するところとし、そしてその貿易にたずさわる役人はポルトガル人、船はポルトガル船を用いて航海すべきものとする。」と定め、⁽⁷⁾ポルトガル領インド、即ち東インドに於けるポルトガルの利権に対しては、スペイン国王は一切干渉しない旨の約束を最

初に行つてゐるが、フェリペ二世としては、ポルトガルの王位継承を争つたドン・アントニオがポルトガル領インドに渡り、そこを拠点にスペイン王室に反旗をひるがえす意図だというような風説が流れたこともあり、急ぎフィリッピン総督ゴンサロ・ロンキリーヨに書送り、急遽マカオに両国併合のニュースを伝え、マカオのポルトガル人から、スペイン国王に対する忠誠の盟約をとり結ぶように、と指令した。そしてその結果、フィリッピン、イエズス会のアロンソ・サンチェスがマカオに派遣されることになり、一五八二年三月十四日にマニラを出発し、その年の五月末に目的地のマカオに到着した。彼がその使命を果してマカオを發つたのは同年七月であるが、マカオのポルトガル、カピタン・モール、ドン・ジョアン・デ・アルメイダは、サンチェスに会見した後、一五八二年六月二十四日付の書翰をフィリッピン総督に送つており、その中で、フェリペ二世がポルトガルに君臨することを歎び、これに忠誠を誓う旨述べた後で、次のように記しているのが注目される。即ち、国王陛下は中国々王に使者を遣し、贈物することを望んでおられる由であるが、中国では、皮膚が白く赤毛の人間が遠方から来て国を奪うという予言が行われているので、外国の使節を入国させることは御法度で、決して陛下の使者や贈物を受け入れようとはしないであろう。既に以前ドン・ジョアン国王が立派な贈物を送つたことがあつたが、中国ではそれを受けつけなかつた。このことから、現在も同様であることは明らかである。このため、中国に送るべき贈物は、スペイン、ルソン、インドの地から集められた一〇、〇〇〇乃至一二、〇〇〇人の軍勢である。但し、まず信仰を宣布し、何人をも害することなく、その自由を保障するわれわれの正義に基く統治を明らかにしなければならぬ。そうすれば、国民の大部分は従来の隷属状態から逃れて陛下の麾下に参じ、総ての知識人は陛下の法に従うようになるであろう。このようにして、いとも容易に中国の最良の都市である広東市を占領することが出来、そして引続き占領地域を拡大して行つて、その凡てに要塞を築いて行く。このために上述の軍勢が必要なのであつて、広東市を占領するだけなら二〇〇人の兵隊で充分である。このようにして陛下は中国全土を征服することが出来よう、と。元来マカオの

ポルトガル人は、次のような理由から、フィリッピン(10)のスペイン人がマカオに渡来して、同地と交渉をもつことを非常に警戒した。マカオのポルトガル人は、抑フィリッピンはポルトガルの航海領域に入るとして、フィリッピンからスペイン人が撤退することを主張し、またスペイン人がモルッカ諸島に進出を意図したことも、両者の反目を激化させたが、何といてもスペイン人のマカオ渡来をポルトガル人が反対した第一の理由は、マカオを基地にポルトガル人が行つていた、中国産生糸を主な商品とする極めて有利な貿易を、スペイン人に侵害されるのを恐れたからである。ポルトガル人は、スペイン人がペルーやメキシコ等スペイン植民地で産する巨額の銀をもたらして、中国生糸を高価に買い入れることを危惧したのである。このためポルトガル人は、スペイン人と中国人が直接に接触すること、即ちスペイン人が中国に渡来したり、中国人がマニラに渡ることを、出来る限り妨げようとした。彼等は、スペイン人が中国産の生糸の貿易に参加することがマカオの利益を著しく損うことを繰り返して国王に訴え、その禁止措置を要求している。ポルトガル人がスペイン人のマカオ渡来に反対した第二の理由は、ポルトガル人は、中国政府が自分達のマカオ居留を特に望んでいるわけではなく、何時でも機会さえあれば退去を求められることがありうる、ということをよく知つていた。それ故、スペイン人が中国に渡来して、彼等の態度が中国政府を刺戟してその怒りを買うことを恐れたからである。⁽¹¹⁾このように考えると、アロンソ・サンチェスの来訪を受けたマカオのカピタン・モールが、前述の如く、中国に対しては平和的な使節の派遣は無駄であつて、たゞ軍事力により中国征服を目指す以外にない旨、フィリッピン総督に勧告したのは、まことに奇異の感を与え、その真意を忖度するのは困難である。総督の使者としてカピタン・モールに会見したサンチェスが、スペイン、ポルトガル両国併合の事実をマカオのポルトガル関係者に伝えて、新たにポルトガルに君臨することになつたフェリペ二世に対する忠誠を求める、という使命をこえて、前述のような勧告を含んだ書翰をフィリッピン総督に送るよう、彼我の新しい関係を嵩にカピタン・モールに強要したのではないかと考えられるが、勿論これは推測の域を出ない。この点は兎に角とし

ても、サンチェスがマカオに滞在中、マカオの政庁及び教会の関係者に対し、中国に対する武力征服の件をさかんに唱道したことは推定出来る。そのことに関連して、折から天正少年使節の一行を伴つてマカオに滞在中であつたイエズス会東インド巡察使アレックスサンドロ・ヴァリニャーノが、マラッカに向けマカオを出帆する半月前の一五八二年十二月十四日付で、フィリッピン総督に宛て書送つた書翰を記載したい。その中でヴァリニャーノは、サンチェスの来訪について述べた後で、次のように記述している。

「これら東洋に於ける征服事業により、現在いろいろな地域に於いて、陛下に対し、多くのそして大きな門戸が開かれており、主への奉仕及び多数の人々の改宗に役立つところ大である。これら征服事業は、靈的な面ばかりでなく、それに劣らず陛下の王国の世俗的な伸展にとつて益する。そしてそれらの征服事業の内、最大のものの一つは、この中国を征服することである。もしも着手すべき時宜と条件に適えば、中国が陛下の支配下に入るのは、かなり容易であらう。しかし、もしもその点不用意な企てをすれば、それは非常に危険且つ有害で、陛下のこれらの諸領国にとつて大變な損害を招くかも知れない。それ故、最初に必要な準備をするためには、多くの勧告と正確な情報が必要とする。そしてこれは主や陛下への奉仕にとつて非常に重要な事柄であるにも拘らず、その事業に関して持つべき眞の計画なり、情報なりを授けることの出来るような者は殆んどいないので、私がこの地でえた經驗を基に、その件のために判るいくつかの重要な事柄について、閣下と相談することが出来れば大變嬉しく思う。そして当をえた計画が立てられることを希望する。何故なら妥当な計画を立てずにそれを実行すると、中国との貿易を失い、しかも莫大な経費を要するにも拘わらず、何ら益するところがないわけで、陛下の財産にとつて甚大な損害となるのは疑いないからである。しかしながら、これは手紙で明らかにしたり、理解してもらつたりすることが出来るような事柄ではないので、私は今インドに戻り、そしてインドからローマに行つて私の巡察の結果を報告しなければならぬ任務を帯びている故、その機会に陛下に謁見して、このことを凡て上

申することが出来ればと願っている。そして陛下がこの中国征服の事を企てる決意をする前に、陛下に謁見出来ればよいがと思つている。何故なら、私は多くの人がそれについて語り、いろいろ多くの計画を立て、いるのを耳にしているが、その計画が当をえたものでないことは疑いなく、真実の情報を欠く許りに、ゆくゆくは甚大な被害を招くようなことを、陛下が続行することを私は恐れる。私がこのことを閣下に書送るのを望んだのは、イエズス会が主や陛下に対して忠誠を尽すべきところから、凡てに於いて、より大なる主の光荣と陛下への奉仕を願うが故である。しかし、将来なすべき凡ての事柄のためには、フィリピン諸島及びこのマカオの市と港の維持が非常に重要な事であるということとは確実である。そしてまた、このマカオ市の安定は、いずれ時宜をえて改善し安定策をほどこす迄は、現在のところ、中国人と友好關係を保つ外に、それを維持することは決して出来ない。何故なら、貿易及び食糧補給を禁ぜられるだけでも、この市は立行かなくなるからである。また高級官吏達 *mandarines* は、この市の統治のことには精通しているが、市が拡大して行くのを見て、常に強い疑惑を抱いており、殊にスペイン人がルソン島に渡来してそこを征服したのを知つて以後というものは、一層その傾向が甚だしい。それ故、こゝ四年来、しばしば跣足修道司祭や他のスペイン人がこの地に渡来するのを見て、彼等は極めて遺憾に思つた。此処に渡来した人々自身から聞いて閣下は御存知のことゝ思うが、彼等は大きな危険と辛苦をなめた。そして、ポルトガルとスペインの両国が新たに統一したことを高級官吏達が知つた現在、彼等は一層大きな疑惑を抱いており、彼等の様子から、われわれは彼等がこの市に対して何か良くない事を企てゝいるのではないかと非常に恐れているが、これには根拠がある。何故なら、彼等は短期間の内に、市を非常に窮乏に陥れてしまった。私が三年前にマカオ市を通つた時には、当地は東インド諸地域の中で最も富裕で凡ての品々が潤沢にあつたのに、今、日本から戻つてみて、凡ての品がこれ程欠乏しているのを知り、非常に驚いたが、この有様は、当地から赴く人々が閣下に語つてゐることであらう。そして現在のところは、この地を維持するのが何にもまして重要なことなので、スペイン人が当地に来

ないように高級官吏達が命じている点では、その意向に従う必要がある。何故なら、殊に、そのことを当市に伝えるよう彼等が命じた現在、それに逆ったことをすると、危険な事態になり、高級官吏達がポルトガル人に対し、渡来した者を引渡すよう求めることもあり得るので、そのような場合には、忍び難いことだが、彼等を引渡すか、左もないと当市を失わなければならないかの、二者択一を迫られることになる。現在私が閣下に書送ろうと思うのは以上の事柄であつて、これ以外の事は、長時間私が語り合つたパードレ・アロンソ・サンチェスが閣下にお話しすることであらう。(中略)

日本のキリスト教界については、閣下に書送るべきことが沢山有る。何故なら私は日本に三年近く滞在して、今年当地に戻つて来たからである。私は閣下に対し、靈魂の改宗に関しては、日本布教は、神の教会の中で最も重要な事業の一つである旨、断言することが出来る。何故なら、国民は非常に高潔且つ有能にして、理性によく従うからである。尤も、日本は何らかの征服事業を企てる対象としては不向きである。何故なら、日本は、私がこれまで見て来た中で、最も国土が不毛且つ貧しい故に、求めるべきものは何もなく、また国民は非常に勇敢で、しかも絶えず軍事訓練をつんでいるので、征服が可能な国土ではないからである。しかしながら、中国に於いて征服事業を行うことは、時がたてば陛下が希望しておられることのために、非常に益することになるであらう。そしてそのためには、日本の地を極めて重視する必要がある。⁽¹²⁾

右に引用したヴァリニャーノの書翰により、フィリップからマカオに派遣されて来たサンチェスが、マカオ滞在中、中国征服の件を同地の政庁及び教会の関係者に対して積極的に主唱したことが推測出来ると同時に、この征服の問題について、ヴァリニャーノ自身の考え方を窺うことが出来て興味深い。即ち、ヴァリニャーノは、国土征服事業の対象として日本と中国をはつきり区別し、中国を武力によつて征服することは、聖俗両面で国王に益するところ大であると認め、唯それを着手すべき時宜と条件には慎重な配慮を要するとして、正確な情報に基いた綿密な計画を立てずに軽率に実行すると、大きな弊害を招くことになる、と警告し、そして自分がこの地でえた経験を基にその諮問にあずかつて良い、と

述べている。そして引續いて、彼は日本教界について触れ、日本は武力による征服を企てゝも成功の見込みはなく、しかも世俗的に益するところが少ないとして、そのような挙に出ることに反対している。従来、ヴァリニャーノは、この種の武力行使の企てを極力排斥する立場をとつた代表的なイエズス会士と看做されて来ており、事実、日本に関しては、右の書翰にもみえていのように、武力による征服は行ふべきではないという意見を持ち、そのことは、この外にもいろいろな機会に表明しており、在日宣教師に対してもその旨指導し、彼等の一部に武力行使の企てが見られた際は、それを未然に押えたことは事実であつて、このような面のヴァリニャーノの言動はこれまでも明らかにされて来ている。しかしそのヴァリニャーノにしても、先の書翰に見られる中国及び日本に対する軍事行動についての考え方から判断して、彼は布教事業を成就するための手段としての武力行使そのものについて、一切これを否定するという態度をとつたわけではなかつたことは明らかで、日本についても、もしその条件がとゞのえば、布教のための有効な手段として、武力を行使することをも認めるという考えに変わることもありうる、としなければならないであろう。

その頃マカオ、イエズス会の上長であつて、後に一五八三年七月日本に渡来、一五九〇年以後日本準管区長としてヴァリニャーノに協力して日本イエズス会を統率したペドロ・ゴメスは、ヴァリニャーノが右の書翰を記した翌月、一五八三年一月三十日に、矢張りマカオからフィリッピン総督に宛て書き送つた中で、同じ中国の問題に言及しているが、彼はこの点、ヴァリニャーノと多少ニュアンスを異にする内容を述べている。

「御地に赴く凡てのパードレや、当局が閣下に送つた書翰は、凡て異口同音に、たとえ彼我の間に貿易關係を樹立するためであつても、御地の人が当地に來ないようにするのがいかに重要であるかということ述べていることゝ思う。そして私の経験から確言出来ることは、この点をいくら述べても強調しすぎることではない、何故なら、これらの中国人はスペイン人のことを非常に恐れており、私は、その理由は、漳州人達が、スペイン人は征服者である。フィリッピンか

ら渡来する者は、中国の国土を征服するための地点をさぐる間者であろう、と中国人達に告げるためではないかと思う。そして、このために中国人は、極端なまでに彼等の渡来を許さない。更にこれに加えて、悪魔は、われわれ凡ての者が主の慈悲に期待するところを、主がこの地でなし給うことを恐れ、その恐怖心を中国人の心に焼きつけている。兎にも角にも、中国人をして安眠させておいて、これを起さないようにし、そしてもしルソンから誰かこの地に渡来したなら、彼等にそれを知らせて恐怖心をよび起すようなことはすべきではない、というのが実情である。そして、この港のカピタン・モールとイエズス会の巡察使が閣下⁽¹³⁾に書送つたであろう多くの理由は兎に角としても、その内の一つの理由は私にも得心がゆくが、それは、もし誰か中国に渡来したら、これまでにルソンから渡来した凡ての人々に対して行つたように、中国人はその者をとらえ、そして必ずこれを殺害するか又は死以上に悲惨な牢に永久につなぎとめるところとなり、われわれはこれを救出することが出来ない。そして道をよく知つていて、この港に直接渡来することを避けない限り、捕獲を免れることは出来ない。何故ならこの港には身を隠すような秘密なものは何もないからで、誰か潜入するや直ちに副王（六二頁にみえる広東・広西の都堂のことか―高瀬註記）の知るところとなり、そしてその引渡しを要求して来るに相違ない。そしてそれに応じて引渡すのは残酷だし、又それを拒絶すれば、この港を失う危険が有ることは確かである。これらの地域に関し、陛下の閣下に対する愛情が閣下を動かし、この件やこれ以外の問題で、神やカトリック国王陛下に對して一層の奉仕となるような命令を下すものと、私は確信している。」

ゴメスは、右のように、たとえ平和的な目的でも、フィリッピンのスペイン人が中国に渡来すると、スペイン人に対する中国人の感情を刺戟して、マカオの立場をも危うくするということを強調し、フィリッピンのスペイン人が中国進出を企てるようなことのないように、強く求めている。

三

一五八二年七月に使命を終えてマカオを發つたサンチェスは、翌一五八三年三月末にマニラに戻つたが、その後マニラでは、サンチェスの報告を基に、中国征服の問題について、政庁、教会関係者の間で協議が行われたものと思う。そして同年六月十八日付で、マニラ司教フライ・ドミンゴ・デ・サラサルはスペイン国王に次のように書送り、中国に対する武力征服の事業が正当であることを主張している。

「私がこの報告書を作成した意図は、中国の統治者達が福音の宣布を妨害しているので、陛下は武装してかの王国に攻入ることの出来る正当な権利を有するということを、陛下に知らせるためである。尤も、この報告書のみに基いて中国人に対して戦争を行うことは出来ない。何故なら、聖トマスが言うように、戦争をするということは、両当事者の訴訟の裁定を遂行するようなものであるから、戦争を行う以前に、その原因を正当化する必要がある。そして原因が正当である旨確信したら、相手方にも同じように正当化するように要求し、それに応じようとしなければ、初めて戦争を起すことが出来るが、このうち、いずれを欠く場合でも、その戦争は不当なものである。中国人に対してはこの報告書について知らせず、戦争を是認する理由をも伝えていないので、それは丁度、裁判官が原告の訴えを被告に知らせずに、刑を宣告するやうなものであるが、しかしそれにも拘らず、次の理由から、これを大いに有効なものとせざるをえない。

第一、証人達の証言や当地での一般的な見方から、中国の為政者達が王国の門戸を堅く鎖しているので、説教者は入国することが出来ず、また入国を意図しても許されないであろう、ということは確かである。

第二、右のような事情により、充分な人数の護衛をつけ、かの野蛮人共が説教者を殺害したり、害を加えたりするようなことのない旨を保障することをせずに、陛下は説教者を中国に送つてはならないし、説教者も赴いてはならない。そし

てその理由は、使徒や殉教者達が行つたように、福音は死の危険にさらされようとも説教することを止めてはならないとは言つても、単独でかの王国に入国することは、われわれの判断によると、入国と同時に殺されるか、又は永久に投獄されるかのいずれかで、万一運よくそれを免がれても、立入禁止の処分をうけ、虐待されて国外に追放されるのが関の山だからである。このように、成果を生む当てのない、明白な危険をおかして単独で入国するのは、徳操ではなく、無謀な振舞いと言ふべきであらう。

第三、陛下はインドの全域にわたつて説教者を送りこむ義務がある一方、単独で送るのは無謀なこと、又は少くとも何の成果も生まない無駄なことだということが、この報告書によつて明らかになつた故、陛下は、説教者を殺害したり、害をなしたり、又は説教の妨害をしたりする者から守るのに充分なだけの人数の兵隊を添えて、彼等を送りこむことが出来るし、またそうするのが義務であらう。

第四、説教者達が上述の如き護衛つきで中国に滞在するなら、中国人は説教者を守る兵隊を恐れるため、又は眞実それを望んで、改宗するであろうが、たとえそうであつても、陛下は、兵隊の諸経費と給料、及び船の危険その他凡ての費用について、陛下が自分で調達することが出来ないか、又は少くともそれが可能かどうか明らかな場合には、中国人にその支払いを要請し、強要する権利を失つていない。そしてそれは、もしも説教者達を単独で派遣したなら、殺害されるか、又は虐待されるといふ確証、又は大きな可能性があるのに、説教者達が何ら抵抗出来ない場合についてのことである。そしてこのような可能性を示すには、これについて存在し、この報告書の中で確認された世論で充分である。

第五、中国の為政者が、陛下の武力を見て抵抗せず、説教者を守つてゐる兵隊に引上げることが求め、そしてそれまでに要した凡ての経費を支払う旨、述べたとしても、陛下はそのために中国から兵隊を引上げる必要がないどころか、そのようにしてはならない。それどころか、陛下は、上述の目的を達成するため、兵隊に同王国内に定着するよう命令するこ

とが出来る。そして中国人は、陛下を最高の主君としてこれに年貢を支払わなければならない。

しかしながら、司法及び刑罰に関しては、中国人はわれわれと同様、理性及び礼儀を重んずる国民であり、しかも多くの点でわれわれを上廻っているので、陛下の名で全域を獲得して統治し、原住民は許された事の外には何らそれに介入することが出来ないような、メキシコ、ペルー、及びこのフィリピン諸島に於いて行っているような遇し方を、彼等に対してしてはいけない。

そしてこのことは非常に重要な点であつて、陛下の良心にかゝわるどころ大きいので、私は一篇の論文を作成し、その中で、この点について凡ての事を明らかにしている。また、上述の書翰の内容からも、もしも陛下がその調査を命ずるならば、明らかになるに相違ない。私は、この点について陛下の命令に服する決意である。尤も、そうは言つても、中国人が何人の入国をも許さず、為政者達は自国の人民を篤く信頼し、スペイン人が中国人を征服すると言つても嘲笑する許りで、たとえ武器はなくても、死体で城壁を築き、何人も通さないように出来る、など、語っているようなところは、大して評価することは出来ない。しかし、この野蛮人共は、スペイン人を知らず、スペインの僅かな鉄砲隊でも、何百万もの中国人を滅ぼすのに充分だということを知らないし、陛下が平和的手段又は戦争により、中国に入国することが出来、有無を言わず服従させることが出来る、ということも知らない。この遠征を適切に遂行するためには、中国に安全に入国して国内に滞在するのに軍隊の派遣が必要だということについて、確かな情報及び報告書を陛下に送ることを必要とした。そこで私は、マカオのポルトガル人達が当地に滞在していた時に、この報告書を作成した。そして私は総督に対し、総督としても、この点や、入国に適する地域、及び兵隊を維持するために準備すべき食糧について、報告書を作るよう求めた。彼は私に、その凡てについて長文の報告書を作成すると答えたが、しかしそれを実行したかどうか知らない。

私がこゝで陛下に断言出来ることは、もしも迅速に遠征を行うなら、中国人がわれわれを待機し、われわれに対して備

えをするのを待つてから事を起すよりも、はるかに少数の軍勢でこと足りよう、ということである。そしてこのことを一層容易に運ぶには、中国から極く近くの日本人が中国人の仇敵であつて、スペイン人が中国に攻入る時には、非常な敵意を燃やして彼等もこれに加わるであらう、ということ、陛下が了解されるとよい。そしてこの目的を達成するための最良の方法は、陛下がイエズス会総会長に命じて、この点日本人に対し、在日イエズス会士の命令に従つて間違いなく行動を起すように、との指示を与えるよう、在日イエズス会修道士に指令を送らせることである。そうすれば、陛下はこの面で非常に大きな援助をうることが出来るよう。

その他、この地の原住民からもかなりな人数の兵隊を調達出来るよう。彼等は、毎年この港に一五乃至二〇艘渡来する中国船に乗つて渡り、中国人に対し、非常に有効な力となる。これの経費の点は問題にする必要はない。何故なら、入国した最初の都市に於いて、それ迄の凡ての経費とその後の費用をまかなうだけの財宝を見出し、更にその余りのかなりな額を陛下の許に送ることが出来るであらう。

上述の事柄の外に、かの王国に入国するには、国王に豪勢な贈物をするのがよいなど、誤つた情報が陛下の許に届いているのを、この報告書によつて訂正したい。⁽¹⁴⁾

司教は、同じ一五八三年六月十八日付マニラ発、国王宛の別の書翰の中で、フィリッピン、フランシスコ会士が、無断で密かに中国に渡つて布教を試みたことを強く非難し、このような軽卒な振舞ひは、疑い深く、どの国民よりもわれわれを恐れている中国人に対して、托鉢修道士は間者だという観念をうえつけ、そして守りをかためてしまい、われわれにとつて非常な不利を招くことになる、と述べている。⁽¹⁵⁾

司教サラサルは、同じ一五八三年六月十八日付、国王宛の、更に別の書翰では、この中国征服の件で国王に謁見した上を請したいが、それが叶わないので、書面にて上申するとして、次のように主張している。

「既に陛下も御存知のように、このインドに対する武力征服の問題は、大きな懸念を招き、スペインやインドの識者達は、原住民 *indios* に対して行つて来た征服事業を非難し、それにともなつた凡ての損害、死、及び略奪に対しては、それを命じた者が償わなければならない、としている。私も、久しい間このような見解に立つていた。何故なら、私はチアパの司教（ラス・カーサスのこと——高瀬註記）の理論によつて成長したからである。私は、メキシコにいた二三年以上の間、このような見解に立つていた。しかしながら、私はこのフィリッピン諸島に渡来した後、まず学識ある敬虔な人々に諮つた結果、神はわれわれの大きな懸念を解き、良心にやすらぎを与え給うた。陛下に申し上げたいことは、陛下はインド全域にわたつて権利を有している。そしてポルトガル国王は、中国とそれに隣接する諸王国及び東インド全域に対して権利を有するので、陛下は、中国軍から被害を受けないだけの軍隊を派遣することが出来る。そして、たとえそれを妨害し、福音の宣布を止めさせるよう中国の為政者達に強要する者がいても、この軍隊は中国々内に入ることが出来る。そして説教者達が被害を受けないように、これを守つてやることが出来る。また、それに要した凡ての経費を陛下に支払うよう、中国の住民に強要することが出来る。もしもその支払いを拒絶する者があれば、強制的に徴集してもよいが、われわれの目的が、原住民の破滅にあるのではなく、彼等の改宗を目指しているのであるから、この目的にかなう公正、適度という点に、常に配慮しなければならない。また陛下は、中国の全土にわたつて税を課することが出来る。そしてその一部は、平定と治安維持に当る兵隊に与えるものとする。その場合も、上述のキリスト教的な公正、適度という点には常に心がけなければならない。更に、中国の国王が余りに邪悪で、王国内での福音宣布がどうしても出来ないようなら、最善の努力をした挙句なら、陛下は、王国から彼を追放することが出来る。」⁽¹⁶⁾

右のような見解に立つたマニラ司教を初めとする教会関係者の同調をえて、フィリッピン総督ディエゴ・ロンキーリョが、中国征服の実行を更に具体化するため、この件でスペイン国王の許に使者を送る段取りまでたてたことが、右に紹介

した司教の書翰の二日後、一五八三年六月二十日付の総督の国王宛書翰によつて明らかになる。

「このフィリッピン諸島の司教及びこの地域の凡ての識者は、陛下が中国に遠征軍を送つて、そこを領有する正当な理由と原因がある、そして何ら懸念なくインドのその他の王国を領有することが出来る、と述べているので、私はアロンソ・サンチェスに対し、スペインに赴いて、中国で目撃した凡ての事情や、陛下への奉仕にとつて必要と思われる事的神学上の論拠について、陛下に報告してもらいたいと要請した。そして私は、イエズス会の院長のパードレに、彼を行かせてほしい、と頼んだ。これに対し、アロンソ・サンチェスは、このような重要な問題に自分が赴いても余り役に立たない、自分よりも要職にある司教が使者となるべきだ、と答えた。そこで私は、この件について何回か協議会を開き、結局二人共赴くことになり、サンチェスに続いて、司教も後から赴く、ということに決まつた。しかしながら、何か些細なことが原因で司教の考えがかわり、その結果二人共出発をとりやめてしまった。われわれが当地で、中国人が行いうる抵抗の力を考えてみて、陛下がこの重要な遠征を断行されるなら、八、〇〇〇人のスペイン兵と一〇乃至一二艘のガレオン船からなる艦隊で充分だと思われる。そしてもしも陛下がかねの支給を命じて下さるなら、右の準備は、当地では、インドの他の地域やスペインよりもはるかに少ない経費でもつて行うことが出来よう。」⁽¹⁷⁾

総督から要請を受けながら、司教が同行しないために、結局サンチェスのスペイン行きは実現を見ずに終わり、このようなわけで、フィリッピンに於いて具体化しかけた中国征服の計画は、一時中断することになる。そして、この問題が同地で再び大きく取り上げられ、そしてサンチェスがこの件で本国に渡るのは、数年先のことである。

四

その後サンチェスは、一艘のスペイン船がマニラからマカオに渡航し、マカオに碇泊している間に、その乗組員が暴動を起して船長を追放するという不詳事が勃発した。ゆゑに、再び使者として一五八四年五月にマカオに渡っている。今回は、彼はこの年の十月迄マカオに滞在したが、この二回目のマカオ滞在中に、サンチェスは、中国関係者と貿易交渉を行っているが、その外に、マカオの教会関係者に会つて、いろいろな問題について協議した中に、中国征服の件が含まれていたようである。そして彼がマカオに着いた翌月、一五八四年六月二十五日付で、フランシスコ・カブラルがマカオからスペイン国王に宛て書送った書翰の内容が注目される。カブラルは、一五七〇年に日本に渡来してから一五八一年に至るまで、イエズス会日本布教長の地位にあつたが、巡察使ヴァリニャーノが日本を視察し、カブラルのとる日本布教政策を誤りとして、布教長の職を解いたことは周知の事であるが、その後カブラルは、一五八三年にマカオに転出し、更に一五八六年にはインドのゴアに移つてゐる。日本を辞去した後も、マカオのコレジオ院長、インド管区長等の要職を歴任しており、この当時東インドで布教事業にさざわつた主要なイエズス会士の一人であつたと言えよう。このカブラルがマカオのサン・パウロ・コレジオ院長として同地に滞在中に、サンチェスの第二回目のマカオ渡航が行われ、そして中国征服の件についても、この両者の間で話し合いが行われたものと思われる。そしてサンチェスは、一五八四年六月二十七日付、マカオ発の国王宛書翰の中で、マカオの重立つた人物がこの中国征服の件で自分と同意見であるとして、ヴァリニャーノやカブラル等の名前を挙げているが、そのカブラルの、⁽¹⁸⁾六月二十五日付国王宛の書翰は、次のような内容のものである。

「私がこの覚書を陛下に提出するのは次の二つの動機からである。第一に、神への奉仕及び靈魂の救済のために、私がキリスト教徒及び修道士として帯びている大きな義務の故に、第二に、私が、陛下の臣下及びイエズス会の一員として、陛下への奉仕のために帯びている義務の故にである。イエズス会は陛下に極めて大きな恩義をこうむつており、それは普

通一般の恩恵以外に、陛下の諸王国全土に於いて、常に特別に大きな恩恵を受けていることによるものである。従つて、日本やこの地に一七年間も滞在した私が、陛下のこのナウ船がメキシコに向け、当港を出帆するこの機会に、何ら情報の提供を行わないことは、この大きな恩恵に照らして、自分の義務を果していないことになるであろう。同船は陛下への奉仕に関係する報告書や文書をいろいろもたらすが、それと共に、私はこの覚書を作成した。(中略)

他の径路により、陛下は、この偉大な中国王国の豊かさ、財宝、及びその統治法、その他この件に関する詳細についての長文の情報を得るであろうから、こゝでは、このようなことについては一切とり上げず、只、王国全土の年貢徴集の台帳をわれわれの言語に翻訳させたことについて、陛下に上申するにとゞめる。この台帳は、二年前に巡察使アレックスandro・ヴァリニャーノが陛下に見せるために、この地の他の多くの情報と共にもたらしたものである。これらの情報は、望みうる限り最も確実なものである。何故なら、それは何人かの原住民から聞いたたり、又は苦心の末入手した記録から採取したりしたものだからである。毎年国王の許に納められる年貢は、一億五千万の者が納入する、そしてまだこの地に來たことのない者には、中国全域に於いていかに高貴な人といえども僅か一村の領主にもなりえず、またたとえ国王自身の王子といえども、只の一人の家臣をももつておらず、凡てが完全に国王の所有するところだということを知つたら、信じられないと思うであろう。一方各地方が、或いは労役、或いは果物や商品で納入する莫大な年貢に驚いてはならない。この一億五千万人の納入する年貢は、海上の艦隊のための費用や、毎年一億人に支給する給料等、同王国内で国王が消費する経費に当てられるのが常である。各地方の二つの主要な都市が年貢の貯えをしているが、このような秩序はもう永年の間行われて来ている。個人の財宝も多いが、その外、公けの財宝がどれ程か、陛下に理解していただきたい。一年前に国王の命で捕えられて処罰された一人の側近者から二百万もの財宝が発見された。これら凡ての事柄については、逐一巡察使が私からの通報をスペイン語に訳して、情報をもたらすであろう。

この国を征服することによつて陛下にもたらされる利益は、まず第一に、これが最も主要な点で、しかも陛下が最も希望されるところに相違ないが、それが主への大きな奉仕となり、聖信仰を伸展させ、そして悪魔がこれほど不当にわがものになっている所の、キリストの血で贖われた何百万もの靈魂を改宗させることが出来るという点である。第二には、この征服事業によつて、全世界に陛下の名声が高揚される。第三に、新たにこの国が加わることにより、陛下の王国は多額の利益を得、そして陛下の家臣達は、この王国と自由なそして非常に大規模で豊かな貿易を行うことによつて、容易にその財産をふやすことが出来るであろう。第四に、この国から毎年スペインにもたらされる商品に課する関税により、王室の税収入は、どれ程に増大するであろうか。第五に、この地から多くの豊かな財宝を手に入れることが出来る。この王国が陛下の所有になれば、現在必要としている多くの経費が不要となろう。そして陛下が統治に関して適切な命令を下すことによつて、経費を大巾に切りつめることが出来よう。第六に、こうすることによつてこの国のキリスト教界は、貿易によるのみならず、陛下がこれほど龐大な量の財宝を獲得するので、キリスト教を圧迫する多数の主の敵から教界を守るだけでなく、凡ての敵を討破り、短期間で世界の帝王となることが、陛下にとつて容易になるであろう。何故なら、困難な大事業を果しうるだけの不屈の精神や、それを遂行する経験豊かな逞しいカピタン、更にはそれを完全になし遂げうるだけの好運、恩寵が陛下にそなわっているからである。

この征服事業を容易にする、中国王国の側の事情は次の通りである。第一に、中国々民は通常逸楽にふけり、柔弱であるが、殊に貴族はそうで、このような逸楽に溺れている。第二に、彼等は非武装の国民である。何故なら、何人も武器を持つことが出来ないからで、それは現在国境の守りにについている兵隊を除き、武器を持つことが禁ぜられているからである。そして国王だけが倉庫に武器を所有していて、何か戦争が勃発すると兵隊に貸与され、戦いが終ると又それを返却させる。このため国民は余りにも鍛錬されておらず、また臆病で、先年私がこの町に來た時、僅か一三人の日本人が塔乗し

た小舟が一艘渡来し、こゝから四レーグワ離れた所に擱岸するや、二、三、〇〇〇人の中国人に包囲され、日本人は洞窟にとじ込められたが、彼等はその堅い壁に出口を作り、そこから脱出するや、直ちに多数の中国人を殺してしまつた。中国人は彼等を一昼夜にわたり包囲しながらも洞窟に入れることが出来ず、結局日本人の人数が増えて囲みを解き、その近くの海岸に行つて中国人から舟を奪い、それに乗つて逃げてしまひ、中国人は彼等を一人も殺すことが出来なかつた。このようなところから、陛下は中国人が臆病な国民だと推断することが出来よう。第三に、中国全土に青銅の弾丸は一つもない、何故なら溶解した鉄で作つた繫船纜を船に積んで都市や村にもたらしけている。都市や村には凡て城壁を囲らしているが、その壁は弱く、いかなる大砲にも抵抗することが出来ず、容易に破壊することが出来よう。第四に、当然のことながら、国民は凡て未信者で謀叛を好み、このため、いかなる種類の武器も所持することを許されていない。第五に、政治が苛酷であるので、どんな小さな村にも多数の高級官吏がおり、彼等は司直の如きもので、その一人々々が、犯人を逮捕して、長さ六掌、太さ四指もある棒で答打つことが出来る。そして屢々二五回も答打つて殺してしまつたり、取るに足りないことを咎めて答打ち、暴政を振うので、極く些細な動機で簡単に謀叛が勃発する。それ故、われわれの統治が良いということ、否少くとも、中国の為政者ほど悪くないということが判れば、中国人の間の謀叛は益々多くなり、それが多くなればなるほど、われわれにとつて大きな利点となる。この外にも尚有利なことがあるが、余り冗長にならないよう、これで擱筆する。

次に陛下の側の利点であるが、その軍事力については既に周知のこと故、触れるまでもないとして、まず第一に、これほど数多くの地方からなり、そしてキリスト教や陛下にとつて、大きな利益、名声、及び名誉が期待されるこの偉大な王国を征服するのに、それほどの経費や武器を必要としない。何故なら、私の考えでは、この征服事業を行うのに、最初は七、〇〇〇乃至八、〇〇〇、多くても一〇、〇〇〇人の軍勢と適当な規模の艦隊で充分であろう。そしてその一部は容易

にインドから、一部はフィリピンから、そして一部はペルーやメキシコから送ることが出来るであろう。またこれらの土地からこれだけの軍勢や軍艦が調達出来ない場合は、日本に駐在しているイエズス会のパードレ達が、容易に二〇三、〇〇〇人の日本人キリスト教徒を送ることが出来るであろう。彼等は打続く戦争に従軍しているので、陸、海の戦闘に大變勇敢な兵隊であり、月に一エスクード半又は二エスクード⁽¹⁹⁾の給料で、嬉嬉としてこの征服事業に馳参じ、陛下に御奉公するであろう。或いは戦利品の期待から、これより少ない給料でも助力してくれるかも知れない。この外に、現在われわれが滞在しているこのマカオ市の住民の助力をも期待しうる。こゝは船舶にとつて非常に良好な地で、周囲には多数の聚落がある。そして、こゝには通常二〇三〇〇人のポルトガル人しか滞在していないが、奴隸や原住民のキリスト教徒がこの外に三、〇〇〇人はいゐる。更に、この地方の主要な都市で、首都である広東があり、そこにはこの地域の財宝と武器が大部分集められている。そして、現在普通に行われている防備以上の措置がとられない限り、同市に攻入るには一、五〇〇乃至二、〇〇〇人の軍勢があれば充分であり、容易に侵入してしまえば、陛下は同地で、現金、武器、弾薬、食糧、艦隊を獲得し、それ以上新たに経費を要することなしに戦争をもちこたえ、更にそれを遂行してゆくことが出来よう。そして一旦この地方を占領してしまえば、他の諸地方はたちどころに占領することが出来よう。何故なら、彼等原住民は生来新奇なものを好み、従来の統治を苛酷なものと考えている故、われわれの統治の方がよいということが判れば、煽動され、ば容易に謀叛を起すに相違ないと私は判断するからである。更に、この地方の副王（広東、広西の都堂、陳瑞のこと——高瀬註記）がいる肇慶市には、既にイエズス会のパードレ達が駐在しているが、彼等は、七カ月前にその地に赴いて滞在するよう、われわれがこのコレジオから命じたものである。そしてもう二〇年近く、イエズス会は大きな目的を目指して中国に入るべく努めて来たが、高級官吏によつて堅く門戸が鎖されているので、今までに何回となく危険をおかしながら目的を果すことが出来なかつたが、今、主は二人のイエズス会士（ルジェリ羅明堅とリッチ利瑪竇のことを指してい

る——高瀬註記）の入国を許すよう命じ給うた。彼等は、後になつて説教をして靈魂の救済が出来るようにと中国の言語と文字を学んでおり、そして同市に出入してもよい、という許可をえている。彼等も大いに力になることであろう。何故なら、彼等は既に言語と文字を知つていたので、この事業を遂行する上でわれわれに必要な勧告と援助を与え、陛下に奉仕することが出来よう。このようにして私は、密かに一層多くの情報を得、そしてこの目的のために有効と思われる事を凡て知るように努めるつもりである。更に、僅か八日の行程のフィリッピンから、必要な場合に、食糧や救援を期待することが出来る。また、フィリッピンよりはるかに時間がかかるが、マラッカについても同じことが言える。そしてこれらの外にもこの征服事業の遂行を可能にする方法がいろいろあるが、余りに冗長にならないようにこれで擱筆する故、もしも陛下がこの征服事業に着手されるなら、此処や他の地域にいる識者が、この目的を達成するために、一層容易な方法について、より根本的な情報を提供することが出来よう。今は、陛下がこの征服事業を始めるに当り、良心の呵責を受けることのないよう、それが正当な権利による行為である、ということとを述べるにとどめる。博士達はあらゆる新たな征服事業を正当とする理由として、通常二つのことを挙げている。即ち、一つには、その国が貿易を拒絶すること、これは人の権利を侵すことである。その外、聖福音の宣布を認めるのを欲しないことで、これは、自然のそして聖なる権利に反する。しかしながら、これら二つの権利がこの中国征服の事業に関して、どれ程の効力をもつものか私は知らない。何故なら、貿易のことに關しては、ポルトガル人に対する許りでなく、スペイン人に対しても、税金を支払うことを条件に既にその貿易を認めており、そのことは、今年、当地に碇泊しているこのナウ船や、代理人商人 *feitor* が塔乗して来た別のフラガータ船を見れば明らかである。また布教事業を認める件に關しては、今までそれを禁止したことがなかつた許りか、王国内への外国人の入国を認めていないにも拘らず、既にイエズス会のパードレ達に入国を許している。パードレや修道士に対して布教活動を禁止していないどころか、副王や役人達は、彼等にカーザを建設するための地所を与えたほど

である。そして同地に駐在しているパードレ達が私に書送つて来たところによると、これらの役人は、費用を負担して教会を建設してやりたいと望んでいる由である。従つて、これら二つの理由に照して、この征服事業がどれほどの正当性をもつものか私は知らない。しかし、速かにそれを正当化しうることが確実だと、私が考える手段は、このマカオ港の住民がもつと増加してゆくよう、陛下が命ずることである。即ち、住民は貿易を口実にメキシコ、ペルー、及びインドから渡来するであろう。このようにして当地に普段五、六〇〇人の住民が常住し、そしてカピタンが一人駐在することになるであろう。そうすれば、広東の高級官吏や役人達は常に国王の関税収入を増加させることを望むであろう。何故なら、それは多くの場合彼等の利得にもなるからである。そこで彼等は、この目的のために当港の住民に何らかの不正を働き、住民がその補償を求めてもそれに応じない。このことは、今年私が実際に目撃した通りである。これらの理由から、もしわれわれにその能力があれば、現在征服事業を起すのは正当であろう。そして、たとえ広東からわれわれに加えられるこれらの不正が、中国王国に対して戦争を行う理由になりえないにせよ、われわれの権利を侵すような不正を働く者に対しては戦争を行う理由となりうる。そして、これらの役人に対して戦争を行えば、王国全土から援助を受けるのは確実で、そうなれば、われわれが攻撃者から身を守り、これを攻めるのは正当なことであろう。そしてこのような、神学者の間でも議論が百出し、決着のつかないような問題を論ずることは、短かい書翰では不可能であるから、これ以上この件を扱うことはしない。それは、陛下がこの征服事業を行う旨決定してしまえば、そのための正当な理由には、こと欠かないからである。

最後に申し添えることは、当港を維持することが、この征服事業を遂行するためや、港からえられる利益のために、陛下への奉仕にとつていかに重要なことであるか、という点である。何故なら、この日本航海によつてのみ、これらの利益を上げることが出来る。そして一〇年乃至一五年勤務した貴族 *fidalgos* に対し、毎年この日本航海により、本国に於け

るよりもはるかに多額な支払いが行われている。インドの各地に於いては、この貿易が大いに拡大され、ば、豊富で高価な商品に課する多額な関税収入は、莫大な額に上ることになる。そしてこの収入を資金に、ナウ船の積荷や、マラッカ要塞の経費がまかなわれる。これは陛下への奉仕にとつて非常に重要なものであり、この港から渡航するナウ船が支払う税金が、その要塞の通常経費の大部分をまかなっている許りか、その他多くの面に裨益している。そしてこれが益々伸展して行き、失われることのないようにするには、陛下が当地にカピタン又は総督を常駐させ、そして此処の利益と維持、及び陛下への奉仕にとつて適切な事柄に、大いに配慮されることが必要である。このため私は、陛下がこの書翰を見て後、一層陛下への奉仕になるとお考えになるところを御下命になるよう、陛下に勧告する義務があると考えた次第である。陛下の御生涯、王国、及び主が、全キリスト教界の利益のために、永久に繁栄せんことを。マカオ発、今日一五八四年六月二十五日付。主に於いて陛下の下僕たるフランシスコ・カブラル⁽²⁰⁾。」

カブラルがマカオからスペイン国王に宛て、中国征服を強く勧告した書翰は右の通りであるが、その二日後の、一五八四年六月二十七日付で、サンチェスがマカオから国王に書送った書翰も、同じく中国に対する軍事行動の正当なることを述べているが、その中で、次のように、この点考えを同じくする者がかなりいたことを明らかにしている点が注目される。

「私はこの書翰を認めるのを止めようと思つたが、しかし、この地で知りうる凡てのことについて報告して、陛下に奉仕したいという、陛下の年貢徴収官ファン・パウティスタ・ロマーノの強い要請があつたので、私は、陛下が中国王国を征服しうる権利に関することについて認めなければならないことになつた。私はこれまで、本件について特別に語ることはしなかつたが、それは、この問題は到底書翰で尽すことは出来ず、一篇の論文又は著書にまとまるほどのことだからである。そこで、こゝでは、たゞ他の人々も意見を同じくすることについて語るにとゞめたい。フィリピン諸島の司教が、

この問題やその他の件について、修道士やその他学識ある人々全員と協議を行う度毎に、私はその凡てに出席して来たが、凡ての人々の考えでは、問題は至極明白であつて、陛下は、二度にわたつて中国のこの地に送つて来た勅令（われわれは何度もそれを読んで来たが）の中で示しているような正当な理由によつて、あらゆる外国に攻入することが出来る、というのが、二人以上に上る凡ての出席者に共通の見解であつた。即ち、このイエズス会コレジオにいる、現在の司教——去年はエチオピア総大司教であつた——、巡察使——陛下は、書翰又は安着すれば面談により、彼から長い報告を受けることであらう——、及び現在このマカオのカーザの院長であるパードレ・フランシスコ・カブラル——彼もこの件で陛下に書送る——等がそうで、彼等は中国人に接近しているだけに、尚更このことを正当と割り切つてゐる。ヨーロッパの御地では、これが真実とは考えられないであらうから、私は自分の意見を述べることはしないで——それには、数多くの理由や論拠を述べるため多くの紙面を要するであらう——、私が信頼をおいている他の人々の見解と権威によつて記述する方が、より得心がゆくものと考えゐる。また、私は既に昨年、総督ドン・ゴンサロ・ロンキリーヨ・デ・ペニャロサの命令でこの中国に渡つた旅について、陛下に長文の報告書を送り、その中で、この中国征服の権利について若干認めたので、それを繰り返すことはしない。フィリッピン⁽²¹⁾の司教も、陛下に送つた別の報告書の中でこの問題を扱つてゐる。これらの見解は、この中国王国で失われている無数の靈魂に対し、陛下に同情していただくためには、アルカラやサラマソカに於いて殆んど暇つぶしのような無駄な議論が行われていることよりも、現地に近い人々の見解だけに、一層この問題について重みのあるものに相違ない。」

このような書翰を国王に送つたサンチェスは、その数日後の一五八四年七月五日付で、マカオからイエズス会の日本準管区長ガスパル・コエリヨにも書翰を送り、次のように中国征服に関する考えを述べてゐる。

「中国王国の改宗は、苟くもキリスト教徒たるもの凡てにより熱望されているので、私、否むしろルソンの司教、総

督、及びイエズス会カーザの院長がこの問題を取り上げるようになった。このため、唐突ではあるが、この機会に秘密事項を書送る。この機会というのは、パードレ・ルジェリとその伴侶が前記の人々に宛て書送り、中国の副王達や国王と和平を結ぶことが出来るむね伝えて来たことである。われわれは、それが何ら成果を生まないものだということが判つていたので、大して望みを持たないが、しかしその和平を手がかりに戦争を策し、そして、それによつて真の平安、即ち福音宣布者達の平安に至ることが出来るであらうと考え、とにかく彼等に対し戦争を企てることを望んだ、何故なら、私自身中国々内に何カ月間か滞在し、更にルソンで中国人を何年も扱つて来た経験からして、説教によつて彼等を改宗させることは不可能だと断言することが出来る。その上、中国々内で中国人を二〇年間も扱つて来た人々や、この地で三〇年近く扱つて来た人々も同じことを言い、神はこの事業をメキシコやペルーと同じ道程で完了すべきで、只違ふ点は、これら二つの王国の場合は、征服すべき正当な権利がなかつたが、中国の場合にはそれに関し多くの権利がある、と判断しているのに信頼をおきたいと思う。⁽²²⁾」

五

右に訳載したように、中国布教は平和的な説得では果しえない、メキシコやペルーで行つて来たのと同様、武力によつて国土を征服し、住民に改宗を強制すべきである、そしてスペイン国王は、メキシコ、ペルーの場合と異なり、中国に対してはそれを行う正当な権利を有する、というサンチェスの見解を述べた書翰を受けたイエズス会日本準管区長コエリヨは、翌一五八五年三月三月付で有馬から、フィリッピン、イエズス会の上長アントニオ・セデーニョに宛て、日本への軍隊の派遣を求めた極めて注目すべき書翰を書送つている。

「導師に書翰を書送つて後、日本の事情が大きく変化したので、この地域を国王陛下の援助の下に早急に救済しなければ

ばならないということがわかつた。大層距離が離れているため、この地のキリスト教界がこうむるかも知れない大きな被害をフェリペ国王が同情して下さらないので、再び尊師に懇願したいと思う。何故ならこのことは、陛下の義務、及び陛下が中国を征服するために望んでいる日本貿易に、大いに関係することだからである。主の愛により、非常に重要なこととして、陛下の代理者たる総督に伝え、当地のキリスト教界を早急に救済していただきたい。それは、凡そ四〇年来且精こめて育てゝ来た果実を失わないためである。総督閣下に、兵隊、弾薬、大砲、及び兵隊のための必要な食糧、一、二年間食糧を買うための現金を充分備えた三、四艘のフラガータ船を、日本のこの地に派遣していただきたい。それは、現在軍事力に劣るために抵抗出来ず、他の異教徒に悩まされ、侵犯されている何人かのキリスト教徒の領主を支援するためである。尊師は、御地から渡来する兵隊が危険な目にあうなど、考えないでほしい。たゞ安全に渡来するためには大艦隊が必要である。何故なら、特に大砲とそれを操作出来る兵隊を充分に搭載した三、四艘のフラガータ船は日本では珍らしいので、当地のキリスト教徒の領主の援助をえて、この海岸全体を支配し、服従しようとする敵に脅威を与えることが出来るのは疑いない。この援軍の派遣により、陛下にとつていろいろ大きな利益が生ずるであろう。第一に、これらのキリスト教徒の領主とその家臣は、これほど遠方から陛下の援助が与えられるのを知り、その庇護の下に一層信仰を強固なものにする。第二に、異教徒はこのことから脅威と驚きを抱き、キリスト教界に対する迫害や、新たに改宗を望む者に対する妨害をしようとはしなくなるであろう。第三に、異教徒は、キリスト教徒が陛下から援助をうけるのを見て、これを好機に、改宗に反対する領主を恐れることなく改宗するであろう。⁽²³⁾」

このように、日本での布教事業を支援するために、フィリッピンからスペイン艦隊を差し向けてほしい旨、総督への斡旋を求めた後、コエリヨは中国征服のことにふれ、「もしも国王陛下の援助で日本六六カ国凡てが改宗するに至れば、フェリペ国王は日本人のように好戦的で怜悯な兵隊をえて、一層容易に中国征服を成就することが出来るであろう。⁽²⁴⁾」と述

べている。

先に紹介した一五八三年六月十八日付マニラ発、司教サラサールのスペイン国王宛書翰、及び一五八四年六月二十五日付マニラ発カブラルの国王宛書翰の中に、中国に対し軍事行動を起すに際しては、日本からの援軍を期待している旨の記事が見られたが、これは、彼等が勝手に日本の援軍を当てにしていたというわけではなく、その頃、日本の側からも、必要な際には軍隊を提供する用意がある旨の意志表示が、フィリッピン人のスペイン人に対して行われていたようである。例えば、一五八七年六月二十六日付でフィリッピン総督サンティアゴ・デ・ベレーラがメキシコ副王マルケス・デ・ビリャ・マンリーケに宛てゝ書送つた報告書の一節に、

「昨年、小麦、小麦粉、馬、その他のものを塔載した船が日本からこの諸島に渡来した。(中略) この日本船の船長は平戸王 Rey de Firando の家臣であるが、この王は日本の諸大名の中でも才覚と英知の人物である。船長と話しをした際、彼は私に、自分が渡来したのは、われわれが互に知己になり、彼我の間に通交を開くためであるが、主要な用件は、平戸王とその家臣達をスペイン国王陛下への奉仕に提供することだ、と語つた。兵隊を必要とする旨要請があり次第、平戸王及びその友人である別のキリスト教徒の王ドン・アウグスティン(小西行長のこと——高瀬註記)が、充分武装した兵隊を、僅かな傭兵料で、ブルネイ、シャム、モルッカ、或いは敵国の中国にも差し向ける用意がある、とのことである。また、彼等はたゞスペイン国王陛下に奉仕し、名誉をえることを望んでいるにすぎないこと、自分は配下に五〇〇の兵を持つにすぎないが喜んで馳参する、とも語つた。これは正式の発言であるし、彼はいくさに於いて慎重且つ有能な武士なので、私に対し、日本から容易に六、〇〇〇の兵を調達することが出来る旨勧告し、そのための手順を示したが、それは不確かなことゝは思えなかつた。⁽²⁵⁾」

と見え、一五八七年から見て昨年、即ち一五八六年にマニラに渡つた平戸、松浦氏の家臣が、スペイン側から要請あり次

第、相当数の兵隊を提供する用意がある旨、総督に語つたことを伝えている。これは一五八六年の出来事であるが、松浦氏は、こゝ数年来フィリッピンのスペイン人との間に通商を開くことを望み、一五八四年に平戸に漂着したフィリッピンの托鉢修道士四人を手厚く遇し、フィリッピン総督の許に書翰を送るなど、貿易を求めているいろいろ画策して来たことを考えれば、これ以前にも、松浦氏から、軍勢を提供する意向が先方に示されたことがあつたかも知れない。右の、スペイン人宣教師が漂着したのを機会に、松浦法印は一五八四年九月十七日付でフィリッピン総督に書送つた書翰の中で、いかなることでも総督又はスペイン国王の命令には従う旨を表明しているのも、⁽²⁶⁾この推測を裏付けるものであろう。そして松浦氏の書翰を受けとつたフィリッピン総督サンティアゴ・デ・ベーラは、一五八五年六月二十日付で国王に書送つた報告書の中でこのことに触れ、昨年スペイン人修道士が平戸に漂着した際、平戸王はこれを手厚く迎え、彼等が帰途につくのを援助してくれたこと、そして平戸王からの書翰からわかるように、彼は陛下に対して奉仕することを非常に望んでいる、⁽²⁷⁾ということ⁽²⁷⁾を伝えている。

また、この時漂着した一人、アウグスチノ会士のフライ・フランシスコ・マンリーケは、後に一五八八年三月一日付でマカオからスペイン国王に送つた書翰の中で、

「日本の諸事情について記述する最後に、以下のことを申し述べる。もしも陛下が戦争によつて中国に攻入り、そこを占領するつもりなら、陛下に味方するよう、日本に於いて王達に働きかけるべきである。キリスト教徒の王は四人にすぎないが、一〇〇、〇〇〇以上の兵が赴くことが出来、彼等がスペイン軍の指揮下に入れば、中国を占領することは容易であらう。何故なら、日本人の兵隊は非常に勇敢にして大胆、且つ残忍で、⁽²⁸⁾中国人に恐れられているからである。」

と記しているが、これも、マンリーケが一五八四年に日本に漂着した折に、このような判断を下すだけの、何らかの根拠をえたものと考えるべきであらう。

以上述べて来たところから、その当時、フィリッピンのスペイン人は、中国に対する征服事業を行うに際しては、平戸の松浦氏或いは小西行長等のキリシタン大名から軍事援助が期待出来るものと考えており、そしてこのような考えを抱かせるように意志表示が、日本側から行われていたことが推定出来る。そしてスペイン側は、このような日本からの援軍を斡旋してくれるものとして、在日イエズス会士に期待をかけていたことが、既に紹介したいくつかの史料から明らかであるが、もしスペイン軍の力をかりて日本全国を改宗させることが出来れば、国王は日本人の軍勢を傘下に容易に中国征服をなし遂げることが出来よう、という前引の一五八五年三月三日付コエリョの書翰の記事は、在日イエズス会士の側からの、右のような期待に応えた意志表示として興味深い。

註

- | | |
|---|--|
| (1) Archivo General de Indias (AGI), Filipinas, Legajo 79, Ramo 1. | York, 1959, pp. 130, 131. & C. R. Boxer, <i>The Great Ship from Amacon</i> , Lisboa, 1959, pp. 73, 74. |
| (2) AGI, Filipinas 6, Ramo 1. | (11) H. de la Costa, <i>op. cit.</i> , p. 45. |
| (3) AGI, Filipinas 339, Libro 1, ff. 81-82. | (12) AGI, Patronato 24, Ramo 57. (Francisco Colin & Pablo Pastells, S. J., <i>Labor Evangelica</i> , tomo 1, Barcelona, 1900, pp. 297, 298.) |
| (4) AGI, Filipinas 339, Libro 1, ff. 187-190v. | (13) AGI, Patronato 25, Ramo 13. |
| (5) Ibid. | (14) AGI, Filipinas 74, Ramo 1, No. 23. |
| (6) AGI, Filipinas 6, Ramo 2, No. 45. | (15) AGI, Filipinas 74, Ramo 1, No. 27. |
| (7) AGI, Filipinas 18, Ramo 4, No. 103. | (16) AGI, Filipinas 74, Ramo 1, No. 28. (Colin & Pastells, <i>op. cit.</i> , tomo 1, p. 312.) |
| (8) H. de la Costa, S. J., <i>The Jesuits in the Philippines</i> , Harvard University Press, 1961, pp. 37-47. | (17) Ibid., pp. 310, 311. |
| (9) AGI, Patronato 24, Ramo 59. | (18) AGI, Patronato 25, Ramo 20. |
| (10) William Lytle Schurz, <i>The Manila Galleon</i> , New | |

- (19) 一エスクードは銀一〇匁である。
- (20) AGI, Patronato 25, Ramo 21.
- (21) AGI, Patronato 25, Ramo 20.
- (22) Archivum Romanum Societatis Jesu (ARSJ), Jap-Sin., 9-II, ff. 268, 268v.
- (23) ARSI, Jap-Sin., 10-I, ff. 23, 23v.
- (24) ARSI, Jap-Sin., 10-I, f. 23v.
- (25) AGI, Filipinas 18, Ramo 3, No. 64.
- (26) 村上直次郎著「貿易史上の平戸」, 大正六年刊、五、六頁。
- (27) AGI, Filipinas 18, Ramo 2.
- (28) AGI, Filipinas 79, Ramo 2, No. 18. (尚、この書翰は、岡本良知先生も「十六世紀日欧交通史の研究」昭和十二年刊、四五〇頁に訳載しておられる。)